

勤労者退職金共済機構 評価項目一覧

事項	中期目標 該当項目	評価項目	令和5年度 (自己評価)	項目別 調査No.	重要度	困難度	重点化 項目	重点化理由
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第3・I・1	退職金共済事業 (資産の運用)	A	1-1	○	○	○	共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度が高い。 また、資産運用委員会に年間を通じて運用の目標達成に向けた取組及びスチュワードシップ責任に係る取組が適切に実施されたとの評価を受けるためには、①プルーフ・エキスパート・ルール(注意義務)に則り、専門家としての注意力、技量、思慮及び勤勉さをもって、金融経済、地政学リスク等の環境のモニタリングや分析を行いつつ、運用機関を適切に管理するとともに、多段階的な定量的手法による分析を用いて基本ポートフォリオやマネジャー・ストラクチャーの見直しの必要性を判断し、遅滞なく実施すること、②スチュワードシップ責任を果たすための活動として運用機関に対する働きかけを行うに当たっては、機構自らが組織のガバナンスを実現することが前提条件となるほか、世界トップクラスの運用機関を動かす見識を示すことが必要であることから、困難度が高い。
	第3・I・2	退職金共済事業 (一般の中小企業退職金共済事業)	B	1-2	○	○	○	一般の中小企業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度が高い。また、一般の中小企業退職金共済制度の基幹業務に関わるシステムについて、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するための再構築であることから、重要度が高い。 さらに、中退共システム再構築は基本構造とプログラミング言語を刷新するという大規模な再構築であること、加えて、システム再構築と並行して、情報セキュリティを確保しつつ申請手続等のオンライン化を実施する必要があることから、困難度が高い。
	第3・I・3	退職金共済事業 (建設業退職金共済事業)	B	1-3	○	○	○	建設業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度が高い。また、建設技能労働者の高齢化や建設業界の人手不足の深刻化といった状況の中、建設業退職金共済制度の加入者の利便性の向上を図る必要があることから、重要度が高い。 さらに、電子申請方式導入後も 就労実績報告作成ツールの改良を行うなど継続して利用者の利便性向上を図るものの、中小零細企業ではパソコンやインターネットが必ずしも十分に活用されていない実態もあり、電子申請方式の利用が進んでいない現状にあることから、困難度が高い。
	第3・I・4	退職金共済事業 (清酒製造業退職金共済事業)	B	1-4	○	—	○	清酒製造業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度が高い。
	第3・I・5	退職金共済事業 (林業退職金共済事業)	A	1-5	○	○	○	累積欠損金をできる限り早期に解消し、財務内容の健全化を図ることは、制度の持続的な運営に当たっての最重要事項であることから、重要度が高い。また、林業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度が高い。 さらに、累積欠損金解消計画の見直しについては、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組や資産運用面の検討など慎重な調整を要することから、困難度が高い。
	第3・II	財産形成促進事業	B	1-6	—	—	—	
	第3・III	雇用促進融資事業	B	1-7	—	—	—	
業務運営の効率化に関する事項	第4	業務運営の効率化に関する事項	B	2-1	○	○	○	一般の中小企業退職金共済制度の基幹業務に関わるシステムについて、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するための再構築であることから、重要度が高い。また、建設業退職金共済制度の電子申請方式について、建設技能労働者の高齢化や建設業界の人手不足の深刻化といった状況の中、建設業退職金共済制度の加入者の利便性の向上を図る必要があることから、重要度が高い。 さらに、中退共システムについて、中退共システム再構築は基本構造とプログラミング言語を刷新するという大規模な再構築であること、加えて、システム再構築と並行して、情報セキュリティを確保しつつ申請手続等のオンライン化を実施する必要があることから、困難度が高い。また、建設業退職金共済制度において電子申請方式導入後も就労実績報告作成ツールの改良を行うなど継続して利用者の利便性向上を図るものの、中小零細企業ではパソコンやインターネットが必ずしも十分に活用されていない実態もあり、電子申請方式の利用が進んでいない現状にあることから、困難度が高い。
財務内容の改善に関する事項	第5	財務内容の改善に関する事項	A	3-1	—	—	—	
その他業務運営に関する重要事項	第6	その他業務運営に関する重要事項	B	4-1	○	—	○	法人のガバナンスについては、通則法改正により強化が求められたものであり、機構のように、金融業務を行い、大量の機微な個人情報を保有している法人にとっては、その徹底が特に重要であることから、重要度が高い。
その他業務運営に関する重要事項	第6	その他業務運営に関する重要事項	B	5-1	—	—	—	
総合評定			B	—	—	—	—	